鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金交付要綱(平成2 2年12月27日付第201000149887号鳥取県福祉保健部長通知。以下「交 付要綱」という。)別表に掲げる鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業について、必 要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱及び交付要綱において、「重度の強度行動障がい者」とは、別紙「強度行動障がい判定基準」に従い、判定された点数の合計が20点以上の者をいう。

(目的)

第3条 本補助金は、重度の強度行動障がい者へ新たに居住支援を行う社会福祉法人等(社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人その他福祉保健部長が適当と認める者をいう。以下同じ。)に対して助成を行うことにより、障がい児施設等において重度の強度行動障がい者が待機している状況を早期に解消すること及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに手厚い支援体制により行動障がいの軽減を図り、グループホーム等への地域移行の流れを作ること及び重度の強度行動障がい者への支援を行うことのできる社会福祉法人等の裾野を広げることを目的として交付する。

(支援事業者)

- 第4条 本事業において、重度の強度行動障がい者を支援する者(以下「支援事業者」という。)は、障がい者福祉に関する事業を行う社会福祉法人等であって、次のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 平成23年1月1日以降新たに入居する重度の強度行動障がい者の居住支援を行う 者
 - (2) 同一法人により、重度の強度行動障がい者への日中及び夜間の支援を継続的に行う者。ただし、重度の強度行動障がい者が日中活動を他法人で行う場合も、実施主体となる法人が全体の支援を適切に管理し、交付する補助金を適正に按分できるよう調整を行う場合は、日中活動の支援を別法人が行う場合も補助対象とする。
 - (3) 重度の強度行動障がい者の支援に熱意があり、かつ、県の指導監査においても良好であるなど、適切な支援が期待できる者
 - (4) 次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する指定障害者支援施設を運

営する者

- イ 法第5条第15項に規定する共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業(以下「グループホーム」という。)を行う者
- ウ 法第5条第8項に規定する短期入所に係る指定障害福祉サービス事業(以下「短期 入所」という。)を行う者
- 2 市町村は、前項の審査に当たって必要があると認めるときは、支援事業者に関する情報を福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課及び中・西部福祉保健局に照会することができる。

(支援対象者)

- 第5条 本事業においては、「重度の強度行動障がい者」のうち次の各号に掲げる事業に応 じ、それぞれ当該各号に定める者(以下「支援対象者」という。)を本補助金の対象とす る。
 - (1)強度行動障がい者新規支援補助事業 平成23年1月1日以降に新たに指定障害者 支援施設又はグループホームに入居する者
 - (2) 強度行動障がい者グループホーム移行支援事業 指定障害者支援施設に入居している者であって、平成23年1月1日以降にグループホームへの移行を行う者
 - (3)強度行動障がい者短期入所利用支援事業 短期入所を利用する者(平成25年3月 31日までに利用したことがある指定短期入所事業所を利用する者を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村は、体験等により入所している者又は入所していた 者については、県と協議の上、居住していた者とみなさないことができる。

(事業の内容)

- 第6条 交付要綱別表第3欄に掲げる事業の内容は、次の各号に定める事業に応じ、それ ぞれ当該各号に定めるものとする。
 - (1)強度行動障がい者新規支援補助事業 指定障害者支援施設及びグループホーム において、前条第1項第1号に該当する重度の強度行動障がい者に対し、新たに 居住支援を行う支援事業者に対して助成を行う。
 - (2) 強度行動障がい者グループホーム移行支援事業 前条第1項第2号に該当する重度の強度行動障がい者が障害者支援施設からグループホームへ移行した場合に、支援事業者に対し、助成を行う。
 - (3) 強度行動障がい者短期入所利用支援事業 前条第1項第3号に該当する重度の強度行動障がい者が指定短期入所事業所を利用した場合に、支援事業者に対し、助成を行う。

(設備要件)

第7条 重度の強度行動障がい者の居室は、原則として個室とすること。

(人員・支援に関する要件等)

- 第8条 支援事業者は、協力医療機関と連携し、医療に関する相当の備えを行うこと。
- 2 補助対象者を支援する者は、行動障がい等の知識など、適切な援助を行うために必要 な知識及び経験を有するものであること。
- 3 支援事業者は、1対1相当の支援などを適切に行い、支援対象者の行動障がいをできるだけ早期に軽減するように努めること。
- 4 支援対象者への1対1相当の支援は、最低でも週に40時間相当以上とすること。

(支援市町村)

第9条 支援対象者を支援する市町村は、法第19条に規定する支給決定を行う市町村と する。

(申請)

- 第10条 支援事業者は、交付要綱第4条の規定に基づき市町村へ本補助金の申請を行う場合は、別紙「強度行動障がい判定基準」に基づく評価を行い、これに加えて支援対象者の状況がわかる資料を添付すること。
- 2 評価に当たっての判断期間は、原則として本補助金の申請に係る評価を行う日から過去6か月間の状態をもとに行うこと。
- 3 在宅に居住する重度の強度行動障がい者への評価については、前項の規定によることが困難な場合は、在宅における障害福祉サービスに係る実績記録表、個別支援計画その他の支援対象者に係る様々な情報を収集することにより評価し、申請に当たっては、支援対象者の了解を取った上で、その写しを添付して提出すること。
- 4 支援事業者は、支援対象者が希望する事業所へ体験入所等を行い、状態をよく見た上で評価することが望ましい。

(判定依頼)

第11条 市町村は、支援事業者から本補助金の交付申請があったときは、支援を行う必要性の可否を判断し、支援の必要があると認めるときは、様式第1号により、支援対象者の支給決定を行う市町村が属する圏域の知的障害者更生相談所長(以下「更生相談所長」という。)へ判定の参考となる障害支援区分の認定書類等の資料を添付して判定の依頼をするものとする。

(判定)

- 第12条 更生相談所長は、前条による依頼を受けた場合は、速やかに判定を行うものと する。
- 2 更生相談所長は、前項の判定に当たっては、利用者の状況、事業者からの聞き取り、 事業者の対象者への管理日誌、支援計画、会議録等を総合的に勘案して判定するものと する。

(判定の合否)

第13条 更生相談所長は、判定依頼の申請を受理してから1か月以内に市町村へ様式第 2号による判定書を通知するものとする。ただし、支援対象者の状況等を勘案し、やむ を得ない事情のある場合は、この限りでない。

(障がいの軽減)

- 第14条 支援事業者は、別紙の行動障がいに係る合計点数が20点未満になるなど、行動障がいが軽減したと認めたときは、速やかに市町村へ様式第3号によりその旨を通知するものとする。
- 2 市町村は、様式第3号による通知を受け取った場合は、様式第1号により更生相談所 長へ判定依頼を行うものとする。
- 3 更生相談所長は、前項による通知を受け取った場合は、事業者が市町村へ様式第3号により通知した日から起算して6か月を経過した時に、判定を行うものとする。
- 4 更生相談所長は、前項の規定による判定結果を様式第2号により、支援事業者及び市 町村へ通知するものとする。
- 5 支援事業者は、前項の規定により通知のあった判定結果が20点未満であった場合は、 必要に応じて交付要綱に従い変更交付申請を行うものとする。

(補助)

- 第15条 実施主体である市町村は、支援事業者に対し、交付要綱に定める額を補助する。
- 2 県は、市町村が補助した費用について、市町村に対し、交付要綱に定める額を補助するものとする。

(次年度)

第16条 支援事業者が補助を受けた日の属する年度から、引き続き当該年度の次年度においても交付要綱に基づく補助申請を行う場合は、第10条から第13条までの規定を準用する。この場合において、第12条の規定による判定が当該補助を受けた日の属する年度の10月1日から翌年3月31日までに行われた場合は、次年度の申請に当たっては、判定の写しを添付することで足りる。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定に基づく様式第3号による通知をすでに市町村へ送付している場合は、その限りでない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉保健部長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年12月27日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月15日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年12月17日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

【強度行動障がい判定基準】

評価・判定日 平成 年 月 日

	行動障がいの内容とその目安	頻 度			
	打 製 障 かいの内 谷とての日 女	1点	3 点	5 点	
1	強度の自傷行為 肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、爪をはぐなど。	週に 1回以上	一日に 1回以上	一日中	
2	強度の他害行為 噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手 が怪我をしかねないような行動など。	月に 1回以上	週に 1回以上	一日に頻回	
3	激しいこだわり 強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうして も外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り 取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの。	週に 1回以上	一日に 1回以上	一日に 頻回	
4	激しい器物破損 ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、 その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何 としてでも破ってしまうなど。	月に 1回以上	週に 1回以上	一日に 頻回	
5	睡眠障がい 昼夜が逆転してしまっている。ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。	月に 1回以上	週に 1回以上	ほぼ毎日	
6	食事関係に関する強度の障がい テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異状をきたしたことのある拒食、特定のものしか食べず体に異状をきたした偏食など。	週に 1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食	
7	排泄関係に関する強度の障がい 便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすり つける。脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど。	月に 1回以上	週に 1回以上	ほぼ毎日	
8	著しい多動 身体・生命の危機につながる飛び出しをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険な所に上る。	月に 1回以上	週に 1回以上	ほぼ毎日	

	著しい騒がしさ			
9	たえられない様な大声を出す。一度泣き始めると大泣	ほぼ毎日	一日中	絶えず
	きが何時間も続く。			
	パニックへの対応が困難			
10	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさめられ			困難
	ずつきあっていかれない状態を呈する。			
	他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が			
	困難			
11	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な			困難
	行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられる			
	ような状況がある。			
		計		点
		41		****

 番
 号

 年
 月

 日

鳥取県○○知的障害者更生相談所長様

○○市 (町・村) 長

鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業に係る支援対象者の判定について(依頼)

別添写しのとおり〇〇〇法人〇〇〇から交付申請(又は通知)がありましたので、鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業実施要綱(平成22年12月27日付第201000149887号鳥取県福祉保健部長通知)第11条(第14条第2項)の規定に基づき、支援対象者について判定を依頼します。

判 定 書

番 号 年 月 日

○○市 (町・村) 長 様

鳥取県○○知的障害者更生相談所長

平成 年 月 日付 第 号で依頼のあった判定結果は下記のとおりです。

氏	名			生年月日	年 月	日	
住	所						
		判定網	果	合計点数	点		
総合	所	見					
行動障が	えいり)項目		内	容		点数
1 強度の	自傷	万 行為					
2 強度の)他害	等行為					
3 激しい	いこた	ごわり					
4 激しい	器物	破損					
5 睡眠障	きがい	`					
6 食事に	-関す	る強度の障がい					
7 排せつ	こに関	する強度の障がい					
8 著しい	多動	þ					
9 著しい	騒が	にさ					
10 パニ	ック・	への対応が困難					
		怖感与える程度の ぶあり、対応が困難					

年 月 日

> ○○○○法人○○○○ 理事長 ○○○○ 印

鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業の支援対象者の障がいの軽減について (通知)

平成〇〇年〇月〇日付第〇〇号で交付決定を受けたこのことについて、別添写しの申請書に係る支援対象者が、〇月〇日付けで、鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業実施要綱(平成22年12月27日付第201000149887号鳥取県福祉保健部長通知)の別紙1の判定に係る合計点数が20点未満の状態へ軽減したと評価したので、同要綱第14条第1項の規定に基づき通知します。